

徳島県独自の支援金制度創設！

# 徳島県物価高騰対策応援金

長期化する原油・原材料価格の高騰の影響緩和を図り、徳島県内の中小・小規模事業者・個人事業者の皆様の事業の継続を支援するため、県独自の支援金制度を創設しました。

## 給付対象

全業種対象!



- ▶ 対象月の仕入原価等(※)が、基準期間の任意の同じ月の仕入原価等と比較して増加しており、かつ、営業利益(売上高－仕入原価等)が**30%以上減少**している事業者  
(※)仕入原価等＝仕入原価＋光熱水費＋燃料費
- ▶ 県内に事業所を有する中小法人、個人事業者（フリーランスの方を含む）
- ▶ 応援金受給後も「事業継続の意思」を有すること

●対象月 令和4年4月～令和4年11月のいずれかの月

●基準期間 平成31年4月～令和元年11月

令和2年4月～令和2年11月

令和3年4月～令和3年11月のいずれかの期間

支援機関が申請を  
無料でお手伝い!

## 支給額(定額)

法人 20万円

個人 10万円

## 申請受付期間

今すぐ  
申請可能!

令和4年12月5日(月)～令和5年2月28日(火)

## お問い合わせ先

土・日・祝  
含む

徳島県物価高騰対策応援金コールセンター 電話：088-602-1261

受付期間 午前9時から午後5時まで



## ■ 申請期間

令和4年12月5日(月)から令和5年2月28日(火)まで

※オンライン申請の場合は申請受付期間最終日の23:59まで

※郵送の場合は申請受付期間最終日の消印有効

## ■ 給付額

1事業者あたりの支給額(定額)

法人20万円・個人事業者10万円

## ■ 給付対象事業者

徳島県内に事業所を有する次のいずれかに該当する、中小法人、個人事業者(フリーランスの方を含む)

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小・小規模事業者(個人事業者を含む)。ただし、「みなし大企業」は除く。

<中小企業基本法における中小・小規模事業者>

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

### <みなし大企業>

次の(1)~(3)に該当する事業者は大企業とみなして対象者から除きます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1を同一の大企業が所有している中小企業者
  - (2) 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ② 中小企業基本法に規定する会社以外の法人であって、次のアまたはイのいずれかを満たす法人。
    - ア 資本金の額又は出資の総額が3億円未満であること。
    - イ 常時使用する従業員の数が300人以下であること。

## ■ 申請要件

応援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす場合とします。

(1) 原油・原材料価格高騰の影響を受け、

対象月の仕入原価等(※1)が、基準期間の任意の同じ月(基準月)の仕入原価等と比較して増加し、かつ営業利益(※2)が「30%以上」減少していること。

(※1)「仕入原価等」とは、仕入原価、光熱水費、燃料費の合計額をいいます。

(※2)「営業利益」とは、(売上高－仕入原価等)の計算式で算出します。

○対象月 令和4年4月～令和4年11月のいずれかの月

○基準期間 平成31年4月～令和元年11月

令和2年4月～令和2年11月

令和3年4月～令和3年11月のいずれかの期間

※令和元年12月1日から令和4年3月31日までに開業した事業者は「新規開業特例」、月あたりの事業活動の変動が大きい事業者は「季節性特例」の適用が可能です。

### 営業利益減少割合の算定 (%)

$$= \{1 - (\text{令和4年4月～11月のいずれかの月(対象月)の営業利益} \div \text{基準期間の任意の年の対象月と同じ月(基準月)の営業利益})\} \times 100$$

### (例) 営業利益減少割合 (%)

2021年4月と2022年4月の営業利益を比較

	対象月	基準月
期間	2022年4月	2021年4月
売上	600,000	600,000
仕入原価	250,000	160,000
光熱水費	100,000	70,000
燃料費	10,000	8,000
仕入原価等	360,000	238,000
営業利益	240,000	362,000

…対象月の仕入原価等が基準月より増加している

$$= \{1 - (240,000 \div 362,000)\} \times 100 = 33.7 \quad \dots \text{対象月の営業利益が基準月より30\%以上減少している}$$

(2) 応援金受給後も、「事業継続の意思」を有すること。

(3) 令和4年3月31日までに開業していること。

(4) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人ではないこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行っていないこと。

(6) 政治団体ではないこと。

(7) 宗教上の組織若しくは団体ではないこと。

(8) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「密接関係者」という。)に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

## ■ 申請方法

### (1) オンライン申請

オンライン申請は、簡単に添付書類のアップロードが可能です。  
詳しくは「徳島県物価高騰対策応援金」ホームページよりご確認ください。

### (2) 郵送での申請

該当書類を事務局あて提出してください。

- ① 「徳島県物価高騰対策応援金」申請書
  - ② 誓約書
  - ③ 法人代表者または個人事業者の本人確認書類の写し
  - ④ (法人のみ) 履歴事項全部証明書 (申請日より3カ月以内のもの)
  - ⑤ 申請書に記載した振込先の通帳等の写し
  - ⑥ 確定申告書の写し (基準月を含む年度のもの)
  - ⑦ 対象月の営業利益を証する書類 (売上台帳及び仕入原価、光熱水費、燃料費が分かる書類)
  - ⑧ 基準月の営業利益を証する書類 (売上台帳及び仕入原価、光熱水費、燃料費が分かる書類)
  - ⑨ (新規開業特例適用の方のみ) 徳島県物価高騰対策応援金 新規開業特例計算書
  - ⑩ (新規開業特例適用の方のみ) 開業届 (法人は不要)
  - ⑪ (季節性特例適用の方のみ) 徳島県物価高騰対策応援金 季節性特例計算書
- ※商工団体等の支援機関が確認した場合は、③は省略することができます。

## ■ 提出先

〒771-0202 徳島県板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬 34 番地 8 (株式会社ネオビエント内)  
「徳島県物価高騰対策応援金」係 宛

※郵送にて提出の際は、簡易書留等の追跡ができる方法でお願いします。書類の到着についても追跡番号からご確認ください。

※送料は申請事業者側でご負担をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

## ■ 応援金の支払いについて

- (1) 申請書類の審査後、不備等がないと確認できた事業者から順次支払います。申請件数が多い場合は、申請から支払まである程度の日数がかかることをご了承ください。
- (2) 追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、不支給決定となる場合があります。
- (3) 支払をした後に、支払通知書を申請者へ送付します。
- (4) 申請書類の審査の結果、応援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知書を発送します。

## ■ 注意事項

- (1) 提出書類は A4 サイズに統一してください。
- (2) 記入欄はすべてボールペンで記入してください。  
(修正液、修正テープでの訂正は不可。消せるボールペンは不可。)
- (3) 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがありますので、申請書提出前に、必ず控えをとって、5年間保管してください。
- (4) 申請書類の返却はいたしません。
- (5) 申請に不正があった場合など、必要がある際は応援金の返金を求めることや、事業者名などの情報を公表することがあります。  
なお、納期日までに返金しなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金(応援金の額に年 10.95 %の割合で計算した額)をお支払いいただきます。

## ■ お問い合わせ先

応援金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応いたします。  
感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等は行っていません。

徳島県物価高騰対策応援金 コールセンター

電話番号：088-602-1261

受付時間：午前9時から午後5時まで(土・日・祝日含む)

## ■ 別表<産業分類>

A 農業、林業	J 金融業、保険業
B 漁業	K 不動産業、物品賃貸業
C 鉱業、採掘業、砂利採取業	L 学術研究、専門・技術サービス業
D 建設業	M 宿泊業、飲食サービス
E 製造業	N 生活関連サービス業、娯楽業
F 電気・ガス・熱供給・水道業	O 教育、学習支援業
G 情報通信業	P 医療、福祉
H 運輸業、郵便業	Q 総合サービス業
I 卸売業、小売業	R サービス業(他に分類されないもの)

## ■ 新規開業特例

下図①～④の新規開業期間に開業された方は、「新規開業特例」として、下記により、営業利益の減少要件の算定ができます。

新規開業期間区分 ①～④	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
平成31年（2019年）				①	令和元年12月1日 ～令和元年12月31日							↔
令和2年（2020年）	←	②			令和2年1月1日 ～令和2年12月31日							→
令和3年（2021年）	←	③			令和3年1月1日 ～令和3年12月31日							→
令和4年（2022年）	←	④			令和4年1月1日 ～令和4年3月31日							

※なお、左記期間に開業された場合でも、本特例によらず「営業利益の減少割合」を算定いただいても構いません。

### （1）営業利益減少割合の算定

「令和4年4月から11月のいずれかの月の営業利益」が「開業年以降の任意の年の新規開業期間区分①～④のいずれかの月平均の営業利益」と比較して30%以上減少していることを申請要件とします。

#### 新規開業特例による「営業利益減少割合」(%)

$$= \{1 - (\text{令和4年4月～11月のいずれかの月（対象月）の営業利益} \div \text{新規開業期間区分①～④のいずれかの月平均の営業利益})\} \times 100$$

### （2）添付書類

通常の申請に必要な書類に加え、「新規開業特例計算書」及び税務署に提出済みの「開業届の写し」（法人は不要）を添付してください。

## ■ 季節性特例

月あたりの事業活動の変動が多い事業者は、「季節性特例」として、下記により、営業利益の減少要件の算定ができます。

### （1）営業利益減少割合の算定

「令和4年の月平均（1月～11月）の営業利益」が「基準期間の任意の年の月平均（1月～12月）の営業利益」と比較して30%以上減少していることを申請要件とします。

#### 季節性特例による「営業利益減少割合」(%)

$$= \{1 - (\text{令和4年の月平均（1～11月）の営業利益} \div \text{基準期間の任意の年の月平均（1月～12月）の営業利益})\} \times 100$$

※2022年（令和4年）の月平均（1月～12月）と比較することも可能です。

### （2）添付資料

通常の申請に必要な書類に加え、「季節性特例計算書」を添付してください。

## ■ 支援機関

商工会議所・商工会・中小企業団体中央会、徳島県生活衛生同業組合では、申請書作成などの支援を無料で受けられます。詳しくは下記の支援機関にお問い合わせください。

### ○商工会議所・商工会・中小企業団体中央会

名称	住所	電話
① 徳島商工会議所	徳島市南末広町 5 番 8-8 号	088-653-3213
② 鳴門商工会議所	鳴門市撫養町南浜字東浜 165-10	088-685-3748
③ 小松島商工会議所	小松島市小松島町字新港 36	0885-32-3533
④ 吉野川商工会議所	吉野川市鴨島町鴨島 169-1	0883-24-2274
⑤ 阿波池田商工会議所	三好市池田町マチ 2191-1	0883-72-0143
⑥ 阿南商工会議所	阿南市富岡町今福寺 34-4	0884-22-2301
⑦ 勝浦町商工会	勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 5-7	0885-42-2319
⑧ 上勝町商工会	勝浦郡上勝町福原川北 62-2	0885-46-0108
⑨ 国府町商工会	徳島市国府町府中文字宮ノ西 679-2	088-642-0258
⑩ 石井町商工会	名西郡石井町石井字石井 431-2	088-674-1292
⑪ 神山町商工会	名西郡神山町神領字本野間 104	088-676-1232
⑫ 那賀川町商工会	阿南市那賀川町苅屋 357-2	0884-42-1772
⑬ 羽ノ浦町商工会	阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内 78-4	0884-44-4858
⑭ 那賀町商工会	那賀郡那賀町延野字王子原 31-1	0884-62-0183
⑮ 美波町商工会	海部郡美波町奥河内字寺前 493 番地 6	0884-77-0759
⑯ 牟岐町商工会	海部郡牟岐町大字中村字本村 54-42	0884-72-0194
⑰ 海陽町商工会	海部郡海陽町大里字上中須 60-1	0884-73-0350
⑱ 大麻町商工会	鳴門市大麻町大谷字西台 3 番地	088-689-0204
⑲ 松茂町商工会	板野郡松茂町広島東裏 32-5	088-699-3574
⑳ 北島町商工会	板野郡北島町中村字長池 1 番地	088-698-2275
㉑ 藍住町商工会	板野郡藍住町奥野字矢上前 41-3	088-692-2816
㉒ 板野町商工会	板野郡板野町大寺字露の口 55-2	088-672-0443
㉓ 上板町商工会	板野郡上板町七條字西栗ノ木 6-4	088-694-5259
㉔ 阿波市商工会	阿波市市場町興崎字北分 60 番地 1	0883-36-5577
㉕ 吉野川市商工会	吉野川市山川町翁喜台 117	0883-42-5642
㉖ 美馬市商工会	美馬市脇町大字脇町字北島 1265-1	0883-53-7393
㉗ つるぎ町商工会	美馬郡つるぎ町貞光字宮下 61	0883-62-2222
㉘ 東みよし町商工会	三好郡東みよし町加茂 3360	0883-82-2177
㉙ 三好市商工会	三好市山城町大川持 597 番地 8	0883-86-1059
㉚ 徳島県中小企業団体中央会	徳島市南末広町 5 番 8-8 号	088-654-4431

### ○徳島県生活衛生同業組合

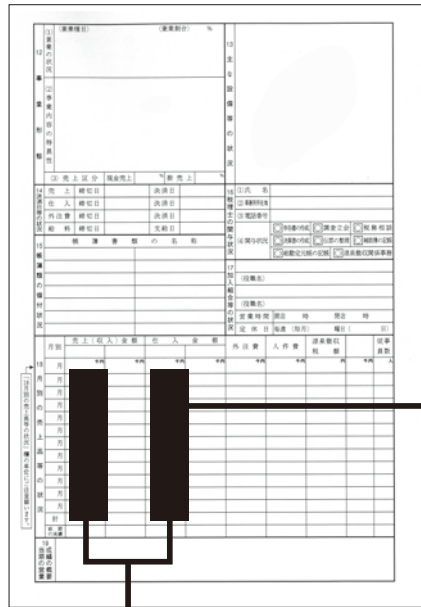
名称	住所	電話
① 徳島県理容生活衛生同業組合	徳島市通町 3 丁目 32-1	088-623-7273
② 徳島県美容業生活衛生同業組合	徳島市佐古二番町 3-5	088-678-8888
③ 徳島県公衆浴場業生活衛生同業組合	徳島市佐古八番町 7-6	088-653-0755
④ 徳島県クリーニング生活衛生同業組合	徳島市八万町下福万 5-1	088-668-5281
⑤ 徳島県旅館ホテル生活衛生同業組合	徳島市寺島本町西 1 丁目 宿泊案内所内	088-652-7694
⑥ 徳島県すし飲食生活衛生同業組合	徳島市中央通 1 丁目 11 番地	088-653-5033
⑦ 徳島県食肉生活衛生同業組合	徳島市山城西 2 丁目 74 NOSAI 徳島会館 3F	088-654-1012
⑧ 徳島県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	美馬郡つるぎ町貞光字小山北 168-2 貞光食糧工業（株）内	0883-63-5511
⑨ 徳島県社交飲食生活衛生同業組合	徳島市秋田町 2 丁目 5-1 サトリ・フ・ラザビ 5F	088-654-8764
⑩ 徳島県料理業生活衛生同業組合	徳島市大道 1 丁目 51 オイスケビル 4F	088-653-3270

# 営業利益を証する書類

## 法人

項目	原則	条件	省略	提出物	
売上	売上台帳	「法人事業概況説明書の写し（裏面）」	各月の「売上」の記載がある	可	法人事業概況説明書
			各月の「売上」の記載がない 年度の「売上」の記載がある	不可	売上台帳
仕入原価	仕入原価が分かる書類 (帳簿の写しなど)	「損益計算書」	各月の「仕入」の記載がある	可	法人事業概況説明書
			各月の「仕入」の記載がない 年度の「仕入」の記載がある	不可	仕入原価が分かる書類 (帳簿の写しなど)
光熱水費	光熱水費が分かる書類 (帳簿の写しなど)	「損益計算書」	年度の「水道光熱費」の記載がある	可	損益計算書 (該当金額を 12 分割)
燃料費	燃料費が分かる書類 (帳簿の写しなど)		年度の「燃料費」の科目の記載がある		

### 法人事業概況説明書の写し（両面）



#### 【光熱水費・燃料費】

月別の元帳の提出ができない場合は、損益計算書の光熱水費、燃料費が含まれる科目の金額を 12 で割った金額（小数点以下切捨て）を光熱水費、燃料費としてください。

#### 【売上・仕入原価】

今年と比較できる月の売上および仕入金額が掲載していることを確認してください。ここに記載がない場合は売上台帳、仕入原価が分かる書類（帳簿の写しなど）の提出が必要です。

4月～11月のうち任意の月の売上、仕入金額

## 個人

### 【青色申告】

項目	原則	条件	省略	提出物	
売上	売上台帳	「所得税青色申告決算書（ページ 2）」	各月の「売上」の記載がある	可	所得税青色申告決算書
			各月の「売上」の記載がない 年度の「売上」の記載がある	不可	売上台帳
仕入原価	仕入原価が分かる書類 (帳簿の写しなど)	「所得税青色申告決算書（ページ 1）」	各月の「仕入」の記載がある	可	所得税青色申告決算書
			各月の「仕入」の記載がない 年度の「仕入」の記載がある	不可	仕入原価が分かる書類 (帳簿の写しなど)
光熱水費	光熱水費が分かる書類 (帳簿の写しなど)	「所得税青色申告決算書（ページ 1）」	「水道光熱費」の記載がある	可	所得税青色申告決算書 (該当金額を 12 分割)
燃料費	燃料費が分かる書類 (帳簿の写しなど)		「燃料費」の科目の記載がある		



## 所得税青色申告決算書の写し

水道光熱費

【光熱水費・燃料費】  
月別の元帳の提出ができない場合は、所得税青色申告決算書の光熱水費、燃料費が含まれる科目の金額を12で割った金額（小数点以下切捨て）を光熱水費、燃料費としてください。

【売上・仕入原価】  
今年と比較できる月の売上および仕入金額が掲載していることを確認してください。ここに記載がない場合は売上台帳、仕入原価が分かる書類（帳簿の写しなど）の提出が必要です。

## 個人【白色申告】

	原則	条件	省略	提出物
売上	売上台帳	なし	不可	売上台帳
仕入原価	仕入原価が分かる書類（帳簿の写しなど）	年度の「仕入」の記載がある	可	帳簿等の写しが提出できない場合は 1/12
光熱水費	光熱水費が分かる書類（帳簿の写しなど）	年度の「水道光熱費」の記載がある		
燃料費	燃料費が分かる書類（帳簿の写しなど）	年度の「燃料費」の科目の記載がある		

## 収支内訳書の写し

仕入金額（製品製造原価）

水道光熱費

【売上】  
売上台帳の提出が必要です。

【仕入原価・光熱水費・燃料費】  
月別の帳簿等の提出ができない場合は、⑥①と燃料費が含まれる科目の金額を12で割った金額（小数点以下切捨て）を仕入原価、光熱水費、燃料費としてください。

帳簿等の写しは経理ソフトから出力した元帳（月次損益計算書など）や、手書きの帳簿の写しで構いません。他の経費などと一緒に記載されている場合は、**該当箇所をマーカーなどで色付け**してください。

確定申告をしておらず、「市町村民税・県民税」を提出される場合は、売上、仕入原価、光熱水費、燃料費などがわかる毎月の帳簿の写し等を提出してください。

提出書類は、事業者によって異なります。必要な書類を下表で確認し、  
必要書類がそろっているかをチェックシートにて確認の上、提出してください。

	必 要 な 書 類										
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
法 人	○	○	○	○	○	○	○	○	△	—	□
個 人	○	○	○	—	○	○	○	○	△	△	□

○：必須 △：新規開業者（令和元年12月1日以降の開業）の方のみ □：季節性特例の方のみ

## 提出書類確認用チェックシート

- ①「徳島県物価高騰対策応援金」申請書 ※申請は1事業者につき1回のみとなります。
- ②誓約書
- ③法人代表者または個人事業者の本人確認書類の写し……………
- 商工団体等の支援機関の確認を受けた場合は、③の書類は省略できます。
- ・運転免許証、健康保険証などいずれかひとつ。
  - ※現住所が裏面記載の場合は裏面も含めて提出してください。
  - ※個人番号カードの裏面等の個人番号が記載されている書類は提出しないでください。
  - ・個人事業主は申請書に記載した自宅住所と一致していること。
- ④(法人のみ) 履歴事項全部証明書(申請日から3カ月以内のもの、全ページ提出。)
- ⑤申請書に記載した振込先の通帳等の写し
- ・「金融機関名」、「支店名」、「口座名義(フリガナ)」、「預金種別」、「口座番号」がわかること。
  - ・申請者名義の口座であること。
  - ・預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分。※屋号の記載が表紙のみの場合は両方
  - ・インターネットバンクの場合、上記の情報がわかるサイトのページ
- ⑥確定申告書の写し(15ページをあわせて参照)
- 【法人の場合】 ・基準月を含む年度の「法人税申告書別表一」、「法人事業概況説明書(両面)」  
※新規開業特例や季節性特例など、基準期間が決算年度をまたぐ場合はすべて。
- 【個人の場合】 ※マイナンバー部分を黒塗りしてください。
- ・「青色申告」の申請をした事業者  
基準月を含む年度の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表」  
及び「所得税青色申告決算書(ページ1、ページ2)」
  - ・「白色申告」の申請をした事業者  
基準月を含む年度の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表」、「収支内訳書」
- ⑦対象月(令和4年4月～11月のいずれかの月)の営業利益を証する書類
- ※売上台帳、仕入原価、光熱水費、燃料費が分かる書類
- ⑧基準月(平成31年～令和3年のいずれかの年の4月～11月のいずれかの月)の営業利益を証する書類
- ※売上台帳、仕入原価、光熱水費、燃料費が分かる書類
- 確定申告に月ごとの売上・仕入額の記載がある場合、売上台帳、仕入原価が分かる書類は不要
- ⑨(新規開業者の方のみ) 徳島県物価高騰対策応援金 新規開業特例計算書
- ⑩(新規開業者の方のみ) 開業届(法人は不要)
- ⑪(季節性特例の方のみ) 徳島県物価高騰対策応援金 季節性特例計算書

上記でチェックしたすべてのものを下記送付先へ簡易書留等の追跡ができる方法にて郵送をお願いします。  
オンライン申請では書類の郵送に比べスムーズな申請が可能です。パソコン等をご利用の方はオンライン申請がおすすめです。  
詳しくは「徳島県物価高騰対策応援金」ホームページ(<https://tokushima-bukkataisakuouenkin.jp/>)よりご確認ください。

■ 送付先 〒771-0202 徳島県板野郡北島町太郎八須字西ノ瀬 34 番地 8 (株式会社ネオビエント内)

「徳島県物価高騰対策応援金」係 宛

■ お問合せ先

徳島県物価高騰対策応援金コールセンター 電話 .088-602-1261 [受付 /9:00 ~ 17:00]



徳島県知事 殿

徳島県物価高騰対策応援金の支給を受けたいので、次のとおり関係資料を添えて申請します。なお、以下に記載した事項は事実と相違ありません。支給決定後は記載の口座に振り込んでください。

申請日（西暦） 年 月 日

1 申請者の情報 ※業種（産業分類記号）は別表の記号を記入してください。

法人の場 合	法人名 <small>※略称不可 例) ㈱×→株式会社</small>											
	法人番号					業種	※別表<産業分類>から選択					
	代表者職	フリガナ 氏名			資本金(出資金)			円	従業員数	名		
	本社所在地	郵便番号	-									
	徳島県内の 事業所所在地	郵便番号	-				徳島県					
	担当者	氏名				TEL	-		携帯電話	-		メールアドレス

2 仕入原価等の増加 ※2022年（令和4年）4月～11月のいずれかの月

2022年 月 月の仕入原価等

仕入原価					円
光熱水費					円
燃料費					円
仕入原価等(上記合計)					円

※添付書類の元帳等と一致する金額をご記入ください。

※2019年（令和元年）4月～11月、  
2020年（令和2年）4月～11月、  
2021年（令和3年）4月～11月 のいずれかの月

西暦 年 月 月の仕入原価等

仕入原価					円
光熱水費					円
燃料費					円
仕入原価等(上記合計)					円

※添付書類の元帳等と一致する金額をご記入ください。

① > ② ※対象月の仕入原価等が、基準期間の任意の同じ月の仕入原価等と比較して増加していることが必要です。

3 営業利益減少率

2022年 月 月の営業利益

売上高					円
－ 仕入原価等					円
※①仕入原価等と同額をご記入ください。					
＝ 営業利益					円

西暦 年 月 月の営業利益

売上高					円
－ 仕入原価等					円
※②仕入原価等と同額をご記入ください。					
＝ 営業利益					円

※右詰めでご記入ください。 ※数字のみ（カンマ区切りなし）でご記入ください。

$$\left\{ 1 - \left( \frac{\text{③2022年（令和4年）4月～11月のいずれかの月の営業利益}}{\text{④基準期間の任意の年の対象月と同じ月の営業利益}} \right) \right\} \times 100 = \text{営業利益の減少割合} \%$$

※③営業利益と同額をご記入ください ※④営業利益と同額をご記入ください ※30%以上が申請対象

4 申請金額

5 振込先金融機関 ※法人名義の口座

金融機関名					支店・支所名				
口座番号・通帳番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	金融機関コード			支店コード・通帳記号				
	名義（カタカナ）								

6 支援機関 ※支援機関から申請のサポートを受けた方は、支援機関、担当者、支援番号をご記入ください。

無  有 支援機関名  担当者  支援番号  -

徳島県知事 殿

徳島県物価高騰対策応援金の支給を受けたいので、次のとおり関係資料を添えて申請します。なお、以下に記載した事項は事実と相違ありません。支給決定後は記載の口座に振り込んでください。

申請日（西暦）	年	月	日
---------	---	---	---

1 申請者の情報 ※業種（産業分類記号）は別表の記号を記入してください。

個人事業者の場合	フリガナ 代表者名					業種 ※別表<産業分類>から選択			従業員数	名
	運転免許証番号または保険者番号	※右詰めで記入してください。								
	事業所所在地	屋号（店名）								
		郵便番号	-							
	徳島県									
	個人事業者の自宅住所	郵便番号	-							
TEL	-	-	携帯電話	-	-					
メールアドレス	@									

2 仕入原価等の増加 ※2022年（令和4年）4月～11月のいずれかの月

※2019年（令和元年）4月～11月、  
2020年（令和2年）4月～11月、  
2021年（令和3年）4月～11月 のいずれかの月

2022年  月の仕入原価等

西暦  年  月の仕入原価等

仕入原価					円
光熱水費					円
燃料費					円
仕入原価等(上記合計)					円

仕入原価					円
光熱水費					円
燃料費					円
仕入原価等(上記合計)					円

>

※添付書類の元帳等と一致する金額をご記入ください。

※添付書類の元帳等と一致する金額をご記入ください。

① > ② ※対象月の仕入原価等が、基準期間の任意の同じ月の仕入原価等と比較して増加している必要があります。

3 営業利益減少率

2022年  月の営業利益

西暦  年  月の営業利益

売上高					円
－ 仕入原価等					円
※①仕入原価等と同額をご記入ください。					
＝ 営業利益					円

売上高					円
－ 仕入原価等					円
※②仕入原価等と同額をご記入ください。					
＝ 営業利益					円

※右詰めでご記入ください。 ※数字のみ（カンマ区切りなし）でご記入ください。

$$\left\{ 1 - \left( \frac{\text{③2022年（令和4年）4月～11月のいずれかの月の営業利益}}{\text{④基準期間の任意の年の対象月と同じ月の営業利益}} \right) \right\} \times 100 = \text{営業利益の減少割合} \%$$

※③営業利益と同額をご記入ください ※④営業利益と同額をご記入ください ※30%以上が申請対象

4 申請金額  10万円（個人）

5 振込先金融機関 ※申請者名義の口座

金融機関名					支店・支所名				
口座番号・通帳番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	金融機関コード			支店コード・通帳記号				
						名義（カタカナ）			

6 支援機関 ※支援機関から申請のサポートを受けた方は、支援機関、担当者、支援番号をご記入ください。

<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	支援機関名	<input type="text"/>	担当者	<input type="text"/>	支援番号	<input type="text"/>	-	<input type="text"/>
--	-------	----------------------	-----	----------------------	------	----------------------	---	----------------------

## 徳島県物価高騰対策応援金 誓約書

私は、徳島県物価高騰対策応援金を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

この誓約書の内容と事実が反することが判明した場合には、当該事実に関して徳島県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

- (1) 申請した内容と事実とに相違ありません。
- (2) 業種ごとに必要な許認可等を全て有しており、今後も法令を遵守しながら事業を行います。
- (3) 申請内容に虚偽が判明した場合は、応援金の返還及び加算金の支払いに応じます。
- (4) 徳島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、速やかにこれに応じます。
- (5) 本応援金は、受付期間中に1回のみ申請ができることを理解しており、重複して申請していません。
- (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
- (7) 自己又は自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げるものがその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
  - (ア) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業
  - (イ) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
  - (ウ) 暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
  - (エ) その他前各号に準ずる者
- (8) 当社（個人である場合は私）は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行いません。
  - (ア) 暴力的な要求行為
  - (イ) 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - (ウ) 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (エ) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (9) この誓約書の内容について、徳島県が徳島県警察本部に照会することを承諾します。
- (10) 要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、応援金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意するとともに、応援金を県に返還します。また、県の指示する日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（応援金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払います。

年 月 日

徳島県知事 殿

所在地 / 住所

※法人は本社所在地、個人事業者は自宅住所を記載

法人名（法人のみ）

代表者 役職・氏名（自署）

# 徳島県物価高騰対策応援金 新規開業特例計算書

令和元年12月1日から令和4年3月31日までに開業された方は、「新規開業特例」として、下記により営業利益算定割合の算定ができます。なお、上記期間に開業された場合でも、本特例によらず「営業利益の減少割合」を算定いただいても構いません。新規開業区分①～④は5ページで確認してください。

※本用紙と併せて税務署提出の開業届（法人は不要）・売上台帳の写し、仕入原価、光熱水費、燃料費がわかる書類を提出してください。

## 営業利益減少の算定

「令和4年4月から11月のいずれかの月の営業利益」が「新規開業期間区分①～④のいずれかの月平均の営業利益」と比較して30%以上減少していることを申請要件とします。

新規開業特例による「営業利益減少割合」(%) $= \{ 1 - (\text{令和4年4月～11月のいずれかの月(対象月)の営業利益} \div \text{新規開業期間区分①～④のいずれかの月平均の営業利益}) \} \times 100$
---

1. 申請者名（法人／法人名、個人事業者／代表者名）を記載してください。

法人	
個人事業者	

2. 開業年月日を西暦で記載してください。

西暦		年		月		日
----	--	---	--	---	--	---

※令和元年12月1日から令和4年3月31日までに開業された方が対象となります。

3. 開業年以降の任意の年の新規開業期間区分の「月平均の営業利益」をご記入ください。

選択した任意の年（西暦）		年	営業した月数		月
--------------	--	---	--------	--	---

1月～12月までのうちの営業月数。例えば、選択した年の10月に開業した場合は、10月・11月・12月の3ヶ月になります。

任意の年の月平均		任意の年の仕入原価等の月平均					
	売上	-	仕入原価	光熱水費	燃料費	=	営業利益
期間合計							
月平均							①

4. 令和4年4月～11月のいずれかの月の営業利益についてご記入ください。

対象月		月
-----	--	---

4月～11月のいずれかの月		対象月の仕入原価等					
	売上	-	仕入原価	光熱水費	燃料費	=	営業利益
対象月							②

選択した年の仕入原価等の月平均		…（選択した年の仕入原価等 ＜ 対象月の仕入原価等）
対象月の仕入原価等		
営業利益の減少割合		…{ 1 - (② / ①) } × 100

5. 申請金額：（法人 200,000 円 個人 100,000 円）

申請金額		円
------	--	---

## 徳島県物価高騰対策応援金 季節性特例計算書

月あたりの事業活動の変動が多い事業者の方は、「季節性特例」として、下記により営業利益減少割合の算定ができます。  
 ※本用紙と併せて売上台帳の写し、仕入原価、光熱水費、燃料費がわかる書類を提出してください。

### 営業利益減少の算定

「令和4年の月平均（1月～11月）の営業利益」が「基準期間の任意の年の月平均（1月～12月）の営業利益」と比較して30%以上減少していることを申請要件とします。

季節性特例による「営業利益減少割合」

$$= \{ 1 - (\text{令和4年の月平均（1月～11月）の営業利益} \div \text{基準期間の任意の年の月平均（1月～12月）の営業利益}) \} \times 100$$

※令和4年の月平均（1月～12月）と比較することも可能です。

1. 申請者名（法人／法人名、個人事業者／代表者名）を記載してください。

法人	
個人事業者	

2. 基準期間の任意の年の「月平均（1月～12月）の営業利益」をご記入ください。

西暦		年
----	--	---

任意の年の1月～12月の月平均

	売上
期間合計	
月平均	

任意の年の1月～12月の仕入原価等の月平均

仕入原価	光熱水費	燃料費

営業利益

-

=

①

3. 令和4年の月平均（1月～11月）の営業利益についてご記入ください。

1月～11月の月平均

	売上
期間合計	
月平均	

1月～11月の仕入原価等の月平均

仕入原価	光熱水費	燃料費

営業利益

-

=

②

選択した年の仕入原価等の月平均		…（選択した年の仕入原価等 ＜ 4月から11月の仕入原価等）
令和4年の仕入原価等の月平均		
営業利益の減少割合		…{ 1 - (② / ①) } × 100

4. 申請金額：（法人 200,000 円 個人 100,000 円）

申請金額	円
------	---

# 確定申告書

## 法人

確定申告書別表一の写し

収受日付印があること  
基準期間で  
選択した月が  
含まれるもの

【収受日付印がない場合】  
税理士の署名等で代えることができます。  
【e-Taxにより申告した場合】  
受付日時及び受付番号が印字されているものの写し。

法人事業概況説明書の写し（両面）

「確定申告書別表一の写し」と同じ期間のもの

【確定申告書の事業年度】  
例：①任意に選択した年・月：2020年4月  
②事業の決算月：12月  
事業年度：2020年1月1日～2020年12月31日

## 個人

確定申告書第一表の写し

事業年度  
個人番号は黒塗りしてください  
収受日付印があること

所得税青色申告決算書の写し

収支内訳書の写し（白色申告）

## 開業届

※法人は「履歴事項全部証明書の写し」  
(申請日より3カ月以内)を提出してください。

## 個人

個人事業の開業・廃業等届出書の写し

税務署受付印があるもの

【事業継承】  
申請者・確定申告をした者と一致すること

【新規開業特例】  
開業日

【参考】  
基準月で選択した月が含まれる年度の確定申告書

事業期間	表示名
2019年(令和元年)1月1日～12月31日	令和元年分
2020年(令和2年)1月1日～12月31日	令和2年分
2021年(令和3年)1月1日～12月31日	令和3年分

※新規開業特例や季節性特例で申請される方で、事業年度をまたぐ場合は、それぞれの年度が必要です。

【参考】  
確定申告書をしていない場合に提出する「市町村民税・県民税」

事業期間	表示名
2019年(令和元年)1月1日～12月31日	令和2年分
2020年(令和2年)1月1日～12月31日	令和3年分
2021年(令和3年)1月1日～12月31日	令和4年分



法人の場合

法人用

「徳島県物価高騰対策応援金」申請書 (兼請求書)

徳島県知事 殿

申請書記入日を記入

徳島県物価高騰対策応援金の支給を受けたいので、次のとおり関係資料を添えて申請します。なお、以下に記載した事項は事実と相違ありません。支給決定後は記載の口座に振り込んでください。

申請日 (西暦) 2022年 12月 5日

1 申請者の情報

※業種 (産業分類記号) は別表の記号を記入してください。

法人名 ※略称不可 例) ㈱ × → 株式会社	株式会社とくしま															
法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	業種	※別表<産業分類>から選択 R	
代表者職	代表取締役	フリガナ	トクシマ タロウ		氏名	徳島 太郎		資本金(出資金)	10,000,000円		従業員数	25名				
本社所在地	郵便番号	100		-	8901		東京都千代田区霞が関1-3-1									
徳島県内の事業所所在地	郵便番号	770		-	8570		徳島県 徳島市万代町1-1									
担当者	氏名	阿波 一郎		TEL	000 - 000 - 0000		携帯電話	000 - 000 - 0000		メールアドレス	awa@tokushima-bukkataisakuouenkin.jp					

13桁の法人番号を記入

「本社所在地」が県外の場合、その所在地を記入、「県内の事業所所在地」に県内の事業所の所在地を記入

本社が徳島県内の場合は「本社所在地」のみ記入

「別表<産業分類>」から該当する業種のアルファベットを記入

申請時点で「常時使用する従業員」の人数を記入  
※以下の場合を除く  
・日雇い  
・試用期間中  
・2カ月以内の期間限定の雇用  
・季節性のある業務に4カ月以内の期間限定で雇用

2 仕入原価等の増加

※2022年(令和4年)4月~11月のいずれかの月

2022年 4月の仕入原価等

仕入原価	1	5	0	0	0	円
光熱水費	5	0	0	0	0	円
燃料費	1	0	0	0	0	円
仕入原価等(上記合計)	2	1	0	0	0	円

※添付書類の元帳等と一致する金額をご記入ください。

① > ② ※対象月の仕入原価等が、基準期間の任意の同じ月の仕入原価等と比較して増加していることが必要です。

西暦 2021年 4月の仕入原価等

仕入原価	1	0	0	0	0	円
光熱水費	4	0	0	0	0	円
燃料費	1	0	0	0	0	円
仕入原価等(上記合計)	1	5	0	0	0	円

※添付書類の元帳等と一致する金額をご記入ください。

対象月と同じ月を選択してください

令和元年、令和2年、令和3年のいずれかの月を選択して記入してください。

令和4年4月~11月のいずれかの月を選択して記入してください。売上台帳、仕入原価、光熱水費、燃料費が分かる書類と金額が合うように記入してください

※帳簿の写し等は、色付のマーカーなどで囲い、該当箇所が分かるようにしてください

3 営業利益減少率

2022年 4月の営業利益

売上高	1	4	5	0	0	0	円
- 仕入原価等	2	1	0	0	0	0	円
= 営業利益	1	2	4	0	0	0	円

※①仕入原価等と同額をご記入ください。

西暦 2021年 4月の営業利益

売上高	2	0	0	0	0	0	円
- 仕入原価等	1	5	0	0	0	0	円
= 営業利益	1	8	5	0	0	0	円

※②仕入原価等と同額をご記入ください。

$$\left\{ 1 - \left( \frac{\text{2022年(令和4年)4月~11月のいずれかの月の営業利益}}{\text{基準期間の任意の年の対象月と同じ月の営業利益}} \right) \right\} \times 100 = \text{営業利益の減少割合}$$

※③営業利益と同額をご記入ください ※④営業利益をご記入ください。 ※30%以上が申請対象

30%以上利益が減少した方が対象です ※小数点以下切り捨て

4 申請金額  20万円 (法人)

5 振込先金融機関

※法人名義の口座 提出する通帳の写しに記載されている内容を記入。 ※口座は申請者名義のものに限る

金融機関名	〇〇銀行	支店・支所名	△△支店		
口座番号・通帳番号	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	金融機関コード	1111	支店コード・通帳記号	012
	0000000000	名義 (カタカナ)	トクシマイチロウ		

右詰め

6 支援機関

※支援機関から申請のサポートを受けた方は、支援機関、担当者、支援番号をご記入ください。

<input type="checkbox"/> 無	支援機関名	〇〇商工会議所	担当者	〇〇	支援番号	01-0001
<input checked="" type="checkbox"/> 有						

支援機関から支援を受けた方は「有」にチェックして「支援機関名」「担当者名」「支援番号」を記入してください

支援を受けていない方は、「無」にチェックしてください

■ゆうちょ銀行の場合

10

ゆうちょ銀行は「金融機関コード」に9900を記入

金融機関名	ゆうちょ銀行	支店・支所名	六二八		
口座番号・通帳番号	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	金融機関コード	9900	支店コード・通帳記号	628
	11111111	名義 (カタカナ)	トクシマイチロウ		

右詰め

個人用

「徳島県物価高騰対策応援金」申請書（兼請求書）

徳島県知事 殿

①申請書記入日を記入

徳島県物価高騰対策応援金の支給を受けたいので、次のとおり関係資料を添えて申請します。なお、以下に記載した事項は事実と相違ありません。支給決定後は記載の口座に振り込んでください。

申請日（西暦） 2022 年 12 月 5 日

1 申請者の情報 ※業種（産業分類記号）は別表の記号を記入してください。

フリガナ 代表者名	トクシマイチロウ 徳島 一郎	業種 ※別表<産業分類>から選択	R	従業員数	1 名
運転免許証番号または保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 ※右詰めで記入してください。				
事業所所在地	屋号（店名）	とくしま商店			
	郵便番号	7 7 0 - 8 5 7 0			
個人事業者の 自宅住所	郵便番号	7 7 0 - 8 5 7 0			
	住所	徳島県徳島市万代町1-1			
TEL	000 - 000 - 0000	携帯電話	000 - 000 - 0000		
メールアドレス	awa @ tokushima-bukkataisakuouenkin.jp				

「別表<産業分類>」から該当する業種のアルファベットを記入

申請時点で「常時使用する従業員」の人数を記入  
※以下の場合を除く  
・日雇い  
・試用期間中  
・2か月以内の期間限定の雇用  
・季節性のある業務に4か月以内の期間限定で雇用  
・事業を1人でやっている場合、従業員数は「0」と記入

「本人確認書類」と一致する住所を記入

2 仕入原価等の増加 ※2022年（令和4年）4月～11月のいずれかの月

2022年 4 月の仕入原価等

仕入原価	1 5 0 0 0	円
光熱水費	5 0 0 0	円
燃料費	1 0 0 0	円
仕入原価等(上記合計)	2 1 0 0 0	円

※2019年（令和元年）4月～11月、  
2020年（令和2年）4月～11月、  
2021年（令和3年）4月～11月 のいずれかの月

西暦 2021 年 4 月の仕入原価等

仕入原価	1 0 0 0 0	円
光熱水費	4 0 0 0	円
燃料費	1 0 0 0	円
仕入原価等(上記合計)	1 5 0 0 0	円

令和4年4月～11月のいずれかの月を選択して記入してください。売上台帳、仕入原価、光熱水費、燃料費が分かる書類と金額が合うように記入してください  
※帳簿の写し等は、色付のマーカーなどで囲い、該当箇所が分かるようにしてください

対象月と同じ月を選択してください

令和元年、令和2年、令和3年のいずれかの月を選択して記入してください。

① > ② ※対象月の仕入原価等が、基準期間の任意の同じ月の仕入原価等と比較して増加していることが必要です。

3 営業利益減少率

2022年 4 月の営業利益

売上高	1 4 5 0 0 0	円
－ 仕入原価等	2 1 0 0 0	円
= 営業利益	1 2 4 0 0 0	円

西暦 2021 年 4 月の営業利益

売上高	2 0 0 0 0 0	円
－ 仕入原価等	1 5 0 0 0	円
= 営業利益	1 8 5 0 0 0	円

$$\left\{ 1 - \left( \frac{\text{③2022年(令和4年)4月～11月のいずれかの月の営業利益}}{\text{④基準期間の任意の年の対象月と同じ月の営業利益}} \right) \right\} \times 100 = \text{営業利益の減少割合} \quad 32\%$$

※③営業利益と同額をご記入ください ※④営業利益をご記入ください ※30%以上が申請対象

30%以上利益が減少した方が対象です。 ※小数点以下切り捨て

4 申請金額  10万円（個人）

5 振込先金融機関 ※申請者名義の口座 提出する通帳の写しに記載されている内容を記入。 ※口座は申請者名義のものに限る

金融機関名	〇〇銀行	支店・支所名	△△支店
口座番号・通帳番号	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	金融機関コード	1111 支店コード・通帳記号 012
	0000000000	名義（カタカナ）	トクシマイチロウ

6 支援機関 ※支援機関から申請のサポートを受けた方は、支援機関、担当者、支援番号をご記入ください。

無  有 支援機関名 〇〇商工会議所 担当者 〇〇 支援番号 01-0001

支援機関から支援を受けた方は「有」にチェックして「支援機関名」「担当者」「支援番号」を記入してください  
支援を受けていない方は、「無」にチェックしてください

■ゆうちょ銀行の場合

ゆうちょ銀行は「金融機関コード」に9900を記入

5 振込先金融機関 ※法人名義の口座

金融機関名	ゆうちょ銀行	支店・支所名	六二八
口座番号・通帳番号	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	金融機関コード	9900 支店コード・通帳記号 628
	1111111111	名義（カタカナ）	トクシマイチロウ

## 徳島県物価高騰対策応援金 誓約書

私は、徳島県物価高騰対策応援金を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。  
この誓約書の内容と事実が反することが判明した場合には、当該事実に関して徳島県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

- (1) 申請した内容と事実とに相違ありません。
- (2) 業種ごとに必要な許認可等を全て有しており、今後も法令を遵守しながら事業を行います。
- (3) 申請内容に虚偽が判明した場合は、応援金の返還及び加算金の支払いに応じます。
- (4) 徳島県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、速やかにこれに応じます。
- (5) 本応援金は、受付期間中に1回のみ申請ができることを理解しており、重複して申請していません。
- (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
- (7) 自己又は自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げるものがその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
  - (ア) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業
  - (イ) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
  - (ウ) 暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
  - (エ) その他前各号に準ずる者
- (8) 当社（個人である場合は私）は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行いません。
  - (ア) 暴力的な要求行為
  - (イ) 法的な責任を越えた不当な要求行為
  - (ウ) 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (エ) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (9) この誓約書の内容について、徳島県が徳島県警察本部に照会することを承諾します。
- (10) 要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、応援金の交付を受けた事業者名、対象施設名等の情報を公表されることに同意するとともに、応援金を県に返還します。また、県の指示する日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（応援金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払います。

徳島県知事 殿

2022 年 12 月 5 日

※申請書記入日

所在地 / 住所 徳島県万代町1丁目1

※法人は本社所在地、個人事業者は自宅住所を記載

【個人】

申請書に記入した自宅住所

法人名（法人のみ） 株式会社とくしま

【法人】

申請書に記入した本社所在地

代表者 役職・氏名（自署） 代表取締役 徳島 太郎

※本社所在地が県外の場合は県外所在地

令和元年12月1日から令和4年3月31日までに開業された、開業特例適用の方を対象とした「新規開業特例」の計算書です。

※上記期間に開業された方でも、本特例によらず算定いただいて構いません。

### 徳島県物価高騰対策応援金 新規開業特例計算書

令和元年12月1日から令和4年3月31日までに開業された方は、「新規開業特例」として、下記により営業利益算定割合の算定ができます。なお、上記期間に開業された場合でも、本特例によらず「営業利益の減少割合」を算定いただいても構いません。新規開業区分①～④は5ページで確認してください。

※本用紙と併せて税務署提出の開業届（法人は不要）・売上台帳の写し、仕入原価、光熱水費、燃料費がわかる書類を提出してください。

#### 営業利益減少の算定

「令和4年4月から11月のいずれかの月の営業利益」が「新規開業期間区分①～④のいずれかの月平均の営業利益」と比較して30%以上減少していることを申請要件とします。

$$\text{新規開業特例による「営業利益減少割合」(\%)} = \{1 - (\text{令和4年4月～11月のいずれかの月(対象月)の営業利益} \div \text{新規開業期間区分①～④のいずれかの月平均の営業利益})\} \times 100$$

1. 申請者名（法人／法人名、個人事業者／代表者名）を記載してください。

法人	株式会社とくしま
個人事業者	

2. 開業年月日を西暦で記載してください。

西暦	2020	年	9	月	1	日
----	------	---	---	---	---	---

※令和元年12月1日から令和4年3月31日までに開業された方が対象となります。

3. 開業年以降の任意の年の新規開業期間区分の「月平均の営業利益」をご記入ください。開業年以降の任意の年を記入

選択した任意の年(西暦)	2020	年	営業した月数	4	月
--------------	------	---	--------	---	---

2019年、2020年、2021年、2022年のうち  
選択した年の営業した月数を記入

1月～12月までのうちの営業月数。例えば、選択した年の10月に開業した場合は、10月・11月・12月の3ヶ月になります。

任意の年の月平均		任意の年の仕入原価等の月平均			営業利益
	売上	仕入原価	光熱水費	燃料費	
期間合計	800,000	40,000	16,000	4,000	740,000
月平均	200,000	10,000	4,000	1,000	185,000

期間合計の売上－仕入原価等を記入  
①  
月平均(営業した月数で割ったもの)の売上－仕入原価等を記入

4. 令和4年4月～11月のいずれかの月の営業利益についてご記入ください。

対象月	5	月
-----	---	---

4月～11月のいずれかの月		対象月の仕入原価等			営業利益
	売上	仕入原価	光熱水費	燃料費	
対象月	145,000	15,000	5,000	1,000	124,000

②  
選択した月の売上－仕入原価等を記入

選択した年の仕入原価等の月平均	15,000	3. で記入した仕入原価等の月平均の合計額を記入 4. で記入した仕入原価等の合計額を記入 … (選択した年の仕入原価等 < 対象月の仕入原価等)
対象月の仕入原価等	21,000	
営業利益の減少割合	32	…{1 - (②/①)} × 100

5. 申請金額：(法人 200,000円 個人 100,000円)

申請金額	法人 200,000 円
------	--------------

30%以上利益が減少した方が対象です。  
※小数点以下切り捨て

月あたりの事業活動の変動が多い事業者の方を対象とした、「季節性特例」の計算書です。

※上記期間に開業された方でも、本特例によらず算定いただいて構いません。

### 徳島県物価高騰対策応援金 季節性特例計算書

月あたりの事業活動の変動が多い事業者の方は、「季節性特例」として、下記により営業利益減少割合の算定ができます。  
※本用紙と併せて売上台帳の写し、仕入原価、光熱水費、燃料費がわかる書類を提出してください。

#### 営業利益減少の算定

「令和4年の月平均（1月～11月）の営業利益」が「基準期間の任意の年の月平均（1月～12月）の営業利益」と比較して30%以上減少していることを申請要件とします。

季節性特例による「営業利益減少割合」 $= \{1 - (\text{令和4年の月平均（1月～11月）の営業利益} \div \text{基準期間の任意の年の月平均（1月～12月）の営業利益})\} \times 100$ ※令和4年の月平均（1月～12月）と比較することも可能です。
---

1. 申請者名（法人／法人名、個人事業者／代表者名）を記載してください。

法人	
個人事業者	とくしま商店

2. 基準期間の任意の年の「月平均（1月～12月）の営業利益」をご記入ください。

西暦	2020	年	2019年, 2020年, 2021年のうち任意の年を記入		
任意の年の1月～12月の月平均		任意の月の1月～12月の仕入原価等の月平均			
	売上	仕入原価	光熱水費	燃料費	営業利益
期間合計	2,400,000	120,000	48,000	12,000	2,220,000
月平均	200,000	10,000	4,000	1,000	185,000

① 期間合計の売上－仕入原価等を記入  
月平均(12で割ったもの)の売上－仕入原価等を記入

3. 令和4年の月平均（1月～11月）の営業利益についてご記入ください。

1月～11月の月平均		1月～11月の仕入原価等の月平均			
	売上	仕入原価	光熱水費	燃料費	営業利益
期間合計	1,595,000	165,000	55,000	11,000	1,364,000
月平均	145,000	15,000	5,000	1,000	124,000

② 1月～11月の合計売上－仕入原価等を記入  
月平均(11で割ったもの)の売上－仕入原価等を記入

選択した年の仕入原価等の月平均	15,000	… (選択した年の仕入原価等 < 4月から11月の仕入原価等)
令和4年の仕入原価等の月平均	21,000	
営業利益の減少割合	32	…{1 - (②/①)} × 100

2. で記入した仕入原価等の月平均の合計額を記入  
3. で記入した仕入原価等の月平均の合計額を記入  
30%以上利益が減少した方が対象です。  
※小数点以下切り捨て

4. 申請金額：（法人 200,000円 個人 100,000円）

申請金額	個人 100,000 円
------	--------------

**■ どのような制度ですか。**

長期化する原油・原材料価格高騰の影響を受け、令和4年4月から11月のいずれかの月の仕入原価等が平成31年4月以降の同じ月の仕入原価等と比較して増加しており、営業利益（売上高－仕入原価等）が、「30%以上減少」している中小法人・個人事業者（フリーランスの方を含む）を対象に、「法人20万円・個人事業者10万円（定額）」の応援金を給付する制度です。

**■ 仕入原価等とは、何ですか。**

仕入原価等は、仕入原価、光熱水費、燃料費の合計をいいます。

**■ 営業利益とは、何ですか。**

営業利益は、売上から仕入原価等（仕入原価＋光熱水費＋燃料費）を引いたものをいいます。通常の営業利益と異なりますので、ご注意ください。

**■ 原油・原材料価格高騰以外の影響による営業利益の減少は対象となりますか。**

原油・原材料価格高騰の影響以外の要因により営業利益が減少した場合は対象外です。

対象とならない場合の例：

- ・自己都合の休業
- ・売上計上基準の変更
- ・顧客との取引時期の調整

などにより営業利益が減少している場合は対象なりません。

**■ 県外に本社が所在する事業者も対象になりますか。**

県内に事業所を有する事業者は対象になります。

**■ 複数の事業を営んでいる場合、一部の部門の営業利益が30%以上減少していれば申請できますか。**

事業者単位で営業利益が30%以上減少していることが要件となります。

**■ 「対象月」は営業利益が低い月を選んでもよいですか。**

「令和4年4月～11月」の中であれば、どの月でも申請できます。

ただし、基準期間の任意に選択した月と、対象月は同じ月である必要があります。

**■ 最近開業したため前（々）年実績がない場合は申請できますか。**

令和元年12月1日から令和4年3月31日までに開業した事業者については、売上減少割合の算定について、「新規開業特例」を設けています。

詳しくは「新規開業特例計算書」をご確認ください。

なお、通常の算定基準を適用することも可能です。

**■ 国の事業復活支援金、持続化給付金、徳島県事業継続応援金等の給付金は、売上に含めますか。**

国の事業復活支援金、持続化給付金、雇用調整助成金、県の徳島県事業継続応援金、新型コロナ対応！企業応援給付金等の給付金・助成金収入は売上に含めません。

**■ 応援金受給後、何らかの義務が発生しますか。**

県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合に、対応いただく義務が生じます。また申請書類の控えを5年間保存してください。

**■ 確定申告をしていない場合どうすれば良いですか。**

基準月を含む「市町村民税・県民税」の申告書の控えを提出してください。

なお、市役所（町村役場）の受付印、受付日時の印字があるものを提出してください。

**■ 事業承継により、事業を引き継いだ事業者は申請できますか。**

基準期間から対象月までの間に、事業承継により事業を引き継いだ事業者も対象となります。個人事業者は、「個人事業の開業・廃業等届出書」（※「事業を行っていた個人事業者」から事業承継が行われたことが記載されていること。）を提出してください。

徳島県独自の支援金制度創設！  
**徳島県物価高騰対策応援金**



■お問合せ先

徳島県物価高騰対策応援金コールセンター

電話番号：088-602-1261

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝日含む）